

平成30年度地方発明表彰の募集について

平成30年度地方発明表彰について、下記により募集が始まりますのでお知らせ致します。
応募にあたっては、募集要項により、応募者等の資格及び、応募の注意事項等をご確認いただき、調査表を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨

本発明表彰は、発明の奨励・育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的として大正10年に開始されました。全国を8地方に分け、各地方において優秀な発明、考案、又は意匠を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、育成、奨励に貢献された方々の功績を称え顕彰するものです。

2 表彰

(1) 発明等に関する表彰

優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、地域産業の向上に寄与していると認められる発明者等を対象として各賞を贈呈する。

◇特別賞

文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞、知事賞 等

◇発明奨励賞

(2) 実施に関する表彰

◇実施功績賞

上記(1)において、文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞の対象となった発明等が法人である場合当該法人の代表者を対象として贈呈します。（発明者等当該法人の代表者が同一の場合は除きます。）

(3) 発明奨励に関する表彰

◇奨励功労賞

発明等の指導、育成、奨励について顕著な功績のある者を対象として贈呈する。

3 発明・考案及び意匠の要件

発明、考案、意匠については、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 応募案件が特許、実用新案登録又は意匠登録されており、平成30年12月末日時点において権利が存続していること。
- (2) 発明、考案においては、進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び地域産業の発展に寄与していると認められること。

(3) 意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。

(4) 応募時において係争関係にない、もしくは係争が終了していること。

4 応募者等の資格

(1) 応募者は、日本国内における当該発明等の権利を有すること。

(2) 応募案件の発明者、考案者又は創作者は、日本国籍を有するか、又は当該発明等を日本国内において完成させ、本表彰の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。

(3) 応募案件の発明等で、発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞していないこと。

(4) 当該発明等に関する同一の業績により過去に叙勲・国家褒章を受章していないこと。

5 応募方法

所定の地方発明表彰調査表に記入要領に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、正1通・副3通（正の写し）の計4通（片面印刷）を下記宛に提出してください。

調査表は、（公社）発明協会ホームページ（<http://www.koueki.jiii.or.jp/>）からダウンロードするか、（一社）静岡県発明協会にご請求ください。

6 応募の注意

(1) 平成5年改正法の登録実用新案（平成6年1月1日施行）については、応募書類に技術評価書を添付してください。

(2) 関連発明（考案、意匠）の発明者（考案者、創作者）は、本表彰の対象とはなりません。

7 提出先（お問合せ先）

下記事務局にお問い合わせ、ご提出ください。

【事務局】

一般社団法人静岡県発明協会 担当 事務局長 渡井 康之

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館1階

TEL:054-254-7575 FAX:054-254-7663 E-mail <watai@shizuoka-ipc.gr.jp>

8 応募受付期間

平成30年2月1日（木）～平成30年3月30日（金）必着